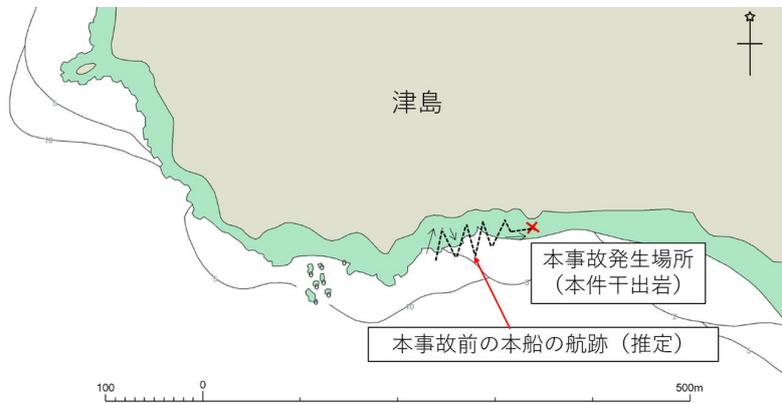


船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年9月9日 09時47分ごろ
発生場所	愛媛県今治市津島南西岸付近 小島東灯標から真方位024° 1.37海里付近 (概位 北緯34°09.0′ 東経132°59.7′)
事故の概要	プレジャーボート志穂は、東進中、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年11月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 プレジャーボート 志穂、1.3トン 船舶番号、船舶所有者等 EH3-47438（漁船登録番号）、個人所有 第281-21466号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	舵軸に曲損、プロペラに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約149cm（今治市小島）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、津島南西岸付近において、測深儀で水深を確認しながら、岩場に集まるいかを狙って干出岩に近づいて釣りを行っていた。</p> <p>船長は、釣果を求めて釣り場を移動しようと、操舵スタンドの前に立って操船し、なるべく岸の方に近づくように目視で確認できる干出岩を避けながら、機関を最微速運転として東進した。（図1参照）</p>  <p>図1 本事故発生前の本船の航跡</p> <p>船長は、左右両舷の船首方に見えた岩の間を通航しようと、同岩に</p>

	<p>意識を向けていたところ、船首方数mの海面下に岩（以下「本件干出岩」という。）のようなものを視認し、機関を後進にするなどしても避けることができないと思い、本件干出岩に接触しても被害を最低限にしようと機関を中立として惰力で航行していたが、プロペラが何かに当たって行きあしが止まったので、本船が本件干出岩に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、海上保安庁に通報し、小型船舶の修理業者に救援を要請するように指示されたが、本船をすぐに離礁させることができ、本船に大きな損傷がなく航行が可能であったのでそのまま帰航した。</p> <p>船長は、出航前に海図で津島南西岸付近に干出岩があることを確認していた。</p> <p>船長は、友人から本事故発生場所付近でいかが釣れることを聞き、本事故当日、初めて同場所付近で釣りを行っていたが、干出岩に近づき過ぎたと本事故後に思った。</p> <p>海図W132によれば、本事故発生場所付近は、津島南西岸から南方に図上水深0m以浅の海域が約20m拡延している。</p> <p>船長は、釣り場の移動に際して、海図で船位を確認しながら移動するよりも、目視で岩を確認する方が安全だと思って航行していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.15m、船尾約0.7mであった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、津島南西岸付近において、船長が、干出岩や水上岩のある場所に近づいて釣り場を探しながら航行を続けたことから、左右舷船首方の岩に意識を向けている間に、船首付近の本件干出岩に気付くのが遅れ、避けることができず、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、津島南西岸沖を東進中、船長が、干出岩や水上岩のある場所に近づいて釣り場を探しながら航行を続けたため、左右舷船首方の岩に意識を向けている間に、船首方の海面下の岩に気付くのが遅れ、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船の船長は、干出岩の散在する海域では、海底の水深の詳細な状態を把握することが困難であるので、干出岩などに近づかないように航行すること。</li> </ul>